

株式取扱規則



八千代工業株式会社

第1章 総 則

(目的)

第1条

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関(以下「証券会社等」という。)が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条

当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条

株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第154条第3項に規定された通知(以下「個別株主通知」という。))を除く。)により行う。

- 2 前項のほか、新株発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行う。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録する。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条

株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(法人の代表者)

第5条

株主が法人であるときは、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条

株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更及び解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受ける場所の届出)

第8条

外国に居住する株主又はその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受ける場所を定めなければならない。

- 2 前項の常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受ける場所は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条

当会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

(登録株式質権者)

第10条

登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第3章 株主確認

(株主確認)

第11条

株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供しなければならない。但し、当会社において本人等からの請求等であることが確認できる場合にはこの限りではない。

- 2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- 3 代理人により請求等をする場合は、前二項の手続きのほか、株主が署名又は記名押印した委任状を提出しなければならない。委任状には、受任者の氏名又は名称及び

住所の記載を要する。

4 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第4章 少数株主権等の行使手続き

(少数株主権等の行使手続)

第12条

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行わなければならない。

第5章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取りの請求)

第13条

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行わなければならない。

(買取価格の決定)

第14条

買取請求の買取単価は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日のジャスダック証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第15条

当会社は、前条により算出された買取価格から第24条に規定する手数料を差し引いた額を、当会社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に買取代金を支払うものとする。但し、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払う。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第16条

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替える。

第6章 単元未満株式の買増し

(単元未満株式の買増請求の方法)

第17条

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行わなければならない。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第18条

同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数(特定の目的で保有している自己株式数を除く。)を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、効力を生じない。

(買増請求の効力発生日)

第19条

買増請求の効力は、買増請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱所に到達した日に生じる。

(買増価格の決定)

第20条

買増単価は、買増請求の効力発生日のジャスダック証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第21条

買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第24条に定める手数料を加算した金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請する。

(買増請求の受付停止期間)

第22条

当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前の日から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

2 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができる。

第7章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第23条

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによる。

第8章 手数料

(手数料)

第24条

第13条によって単元未満株式の買取り及び第17条によって単元未満株式の買増しを請求する場合には、別途定める金額の手数料を支払わなければならない。

2 株主が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主の負担とする。

附則

昭和61年	7月	1日	施行		
平成6年	10月	4日	改定		
平成11年	10月	1日	改定		
平成12年	4月	1日	改定		
平成12年	12月	4日	改定		
平成13年	10月	1日	改定		
平成15年	5月	7日	改定		
平成16年	12月	13日	改定		
平成17年	8月	1日	改定		
平成18年	6月	22日	改定		
平成21年	1月	5日	改定、	平成23年	7月27日 施行
平成24年	1月	31日	改定、	平成24年	4月1日 施行

別表 1

株式取扱規則第 24 条に基づく金額は、以下の算式により 1 単元当たりの金額を算出し、これを買取り又は買増しをした単元未満株式の数で按分して得た金額とする。

(1 単元当たりの手数料の算式)

第 13 条に定める 1 株当たりの買取価格又は第 17 条に定める 1 株当たりの買増価格に 1 単元の株式数を乗じて得た金額のうち

・ 100 万円以下の金額につき	1 . 1 5 0 %
・ 100 万円を超え 500 万円以下の金額につき	0 . 9 0 0 %
・ 500 万円を超え 1,000 万円以下の金額につき	0 . 7 0 0 %
・ 1,000 万円を超え 3,000 万円以下の金額につき	0 . 5 7 5 %
・ 3,000 万円を超え 5,000 万円以下の金額につき	0 . 3 7 5 %

を乗じて得た金額 (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) とする。但し、 1 単元当たりの算定金額が 2,500 円に満たない場合には、 2,500 円とする。

別表 2

株式取扱規則第 15 条 (買取代金の支払) 第 1 項における「別途定める場合」とは、次の場合をいう。

(1) 平成 18 年 1 月 4 日以降の株式分割の効力発生日が基準日の翌日になったことに伴い (平成 17 年 6 月 10 日・保振業務 17 第 64 号)、 6 営業日以内に支払うことができない場合